

尾張旭市告示第 8 1 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の規定による送達すべき書類であって、その送達が困難であると認められるものについて、同法第 2 0 条の 2 の規定により、次のとおり公示送達をする。なお、公示送達に係る書類は、総務部税務課で保管し、送達を受けるべき者からの申出があれば交付する。

令和 8 年 6 月 1 2 日

尾張旭市長 柴 田 浩

送達を受けるべき者の 氏名又は名称	送達すべき書類の名称 (通知書番号又は文書番号)
近藤 蒼馬	令和 8 年度軽自動車税納税通知書 (52841)
岩永 絢太	令和 8 年度軽自動車税納税通知書 (27383)
加藤 祐義	令和 8 年度軽自動車税納税通知書 (29319、29327、29351、29335、29343)
戸澤 宏輔	令和 8 年度軽自動車税納税通知書 (33294)